

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下照幸 外72名

被告 国

## 準備書面（21）の要旨の陳述

2018（平成30）年3月20日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

### 第1 本準備書面の意味

本書面では、2017年（平成29年）10月から本年3月までの新聞記事にされた本訴訟、及び本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本訴訟に関係するののかについて、その要点をまとめて述べさせていただきます。

### 第2 本訴訟と関係する出来事

#### 1 40年超の原発の稼働について

- (1) 関西電力は12月22日、運転開始から40年を迎える大飯原発1，2号機（出力117・5万キロワット）を運転延長させず、廃炉にすることを正式決定しました。出力百万キロワットを超える大型原発の廃炉は、東京電力福島第一原発（福島県）を除くと全国初となります。延長しようとする構造上対策費が多額になる中、安全上の課題をクリアすることが難しくなったこと、また一方で電力の需要は減少していることから、多額の費用を掛けて動かしても採算が取れないと判断したものと思われます。

このように、老朽原発は、安全上の課題を多くあることは本件原発でも同様です。また、それでも本件原発を関電が延長申請をしたことは、安全性より採算性を重視したのではないか、との疑問が出てきます。

- (2) また、日本原子力発電（原電）は、東海第二原発につき20年の延長申

請をしました。しかし、原発30キロ圏には全国最多の約96万人が生活し、大事故が起きた時に、無事に逃げ切れるのかという問題を残したままとなっています。また、同原発の運転延長の背景には、原発事業者の動かさないと資金繰りに行き詰まるという経営事情の観点があると言われてい

## 2 原発周辺住民及び国民の意識の変化

- (1) 日本世論調査会が本年2月に実施した全国面接世論調査で、原発の安全性は向上したと思うが、深刻な事故の懸念は残ると答えた人が過半数の56%に上ることが分かりました。また、安全性は向上しておらず事故の懸念も残るとの回答は27%で、大多数が原発事故への不安を抱いていることが分かりました。

今後の原発の在り方については、64%が「段階的に減らして将来的にゼロ」、11%が「いますぐゼロ」と答えています。一方、「段階的に減らすが新しい原発をつくり一定数維持」は20%、「新しくつくり事故前の水準に戻す」は2%にとどまりました。このように、今でも脱原発を求める意見は多数を占め続けています。しかし、政府はこの国民の声を聞こうとしていません。

- (2) また、福井県でも、大飯町の元助役で、半世紀前原発誘致のため町民の説得に走り回った永井さんも、性急な大飯原発3、4号機の再稼働に苦言を呈しているという報道がなされました。

## 3 避難計画について

- (1) 10月、政府と関係自治体は、大飯原発の避難計画を策定するにつき、約13キロしか離れていない2原発（大飯と高浜）で同時に事故が起きた場合について、対応を考慮せず検討を先送りにしたことが明らかになりました。
- (2) また、先の日本世論調査会の世論調査でも、事故時に計画通りに住民が避難できるかは「あまりできるとは思わない」が43%、「できるとは思わない」が22%と、65%が否定的な見方をしていることが分かりました。

立地地域の住民の安全は、原発稼働の大前提として考えられるべきものですが、現実には避難計画が十分策定されておらず、国民の多数もそれを実感していることが明らかになっています。

## 4 データ改ざん製品の使用

1 1月に、神戸製鋼所グループの検査データの改ざん問題が発覚しましたが、九州電力の玄海原発3号機、関西電力の大飯原発に使われている部品の中に、同グループの製品が使われている可能性があることがわかり、安全かどうかの確認に時間がかかっていると報道されました。

原発には膨大な数の部品が使われており、それらが精密な働きをして、はじめて安全な運転が保障されることになるのですが、本来の品質を有しないとすると、大事故に繋がる危険が常に存在するということとなります。

## 5 原子力規制委員会（以下「規制委」という）の問題性

(1) 地震学者らも加わる国の作業部会が9月、「確度の高い東海地震の予測はできないのが実情」とする報告書を公表しました。

また、大飯原発の地震想定に関して、地震調査委員会内で、過小評価の可能性があると、規制委の認識を否定する見解が示されていたことが分かりました。しかし、一旦事故が起これば壊滅的な被害を引き起こす原発の稼働の審査にあたっては、地震の予測は出来ないことを大前提に、より保守的に安全性が考えられるべきは当然です。

(2) 2月、規制委が行政文書の掲載を自ら制度化しながら、この2年半、全ての開示文書の掲載を怠っていたことが明らかになりました。これにより、規制委の情報公開への姿勢と信頼性に疑問が呈されています。

このように、規制委にはいくつもの問題性があるのですから、規制委の基準や審査の妥当性については、より慎重に、しっかりと判断する必要があります。

## 6 福島第一原発事故とその被害について

(1) 福島県では今も5万5千人が県内外に避難していること、そして国道などが復旧したが、まだ福島復興の道のりは遠い状況との報告がなされています。

(2) 10月に、汚染土壌を保管する中間貯蔵施設が福島県内で本格稼働しましたが、中間貯蔵が決まっただけで、肝心の最終処分場は決まらない状況となっていることがわかりました。

(3) さらに、汚染土壌を詰めた除染袋（フレコンバッグ）のうち、防水機能のある内袋が閉められていないものが千袋、見つかりました。手抜き作業がされていたのです。当時の作業員は手抜きは他業者もやっていたと証言しており、未発見の手抜きフレコンが今も大量に放置されている可能性があります。それらがさらに汚染水として漏れる恐れがあるわけです。福島

原発事故の被害は、膨大な量の除染袋を生み、そこに手抜き作業が行われるという悪循環に陥っていることがわかります。

- (4) 11月、東電と国が福島第一原発の汚染水対策の「切り札」として建設した凍土壁に関し、大雨が降ると地下水が建屋に大量流入するなど、本格的な廃炉作業に入れない状態が続いていることがわかりました。
- (5) 1月、福島第一原発2号機で、デブリが7年経ってやっと確認され、また同3号機の原子炉圧力容器が大きく破損をしていることが、これも7年経ってやっと分かりました。また、3号機の燃料取り出し作業の目標時期が7年経っても高線量の影響で延期されたままになっています。
- (6) 2月に、原発避難者が、福島原発事故による避難で、故郷での生活を奪われ精神的な損害を受けたなどとして損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁の水野有子裁判長は「生活基盤がある場所で安定的に生活する権利を侵害された」と認め、東電に対して約11億円の賠償命じました。

さらに同月、福島地裁では、福島原発事故の後自殺した男性（102歳）の遺族に対して、金沢秀樹裁判長は「原発事故により避難を余儀なくされたことが、最終的な自死の引き金となった」として東電に1520万円の賠償命令を出しました。

原発は、このように、多数の人々の、かけがえのない故郷での生活や生命までも奪うものなのです。

## 7 放射性廃棄物・もんじゅ等の後始末について

- (1) 11月、原発の再稼働に賛成をする福井県においても、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県内立地には反対をしているなど、受け入れ自治体が全く見つかっていないことが明らかになりました。このため、発電した後の搬出先も決めないまま、原発を稼働してどんどん使用済み核燃料を増やしてきたことの矛盾がいよいよ顕在化してきています。
- (2) 2月、原発を解体したときに出る「低レベル放射性廃棄物」についても、原発の廃炉を計画している大手電力7社がいずれも処分地を確保できていないという驚くべきことが、電力会社へのアンケートで明らかになりました。まさに、後がどうなるかを全く考えずに、いや後はどうなっても知ったことでないと、強引に原発を推し進める電力会社の姿勢が明確に現れています。
- (3) 12月、もんじゅの廃炉には何十年もの時間と通常原発の十倍以上の4千億円近い費用がかかること、それだけでなく、大量にあるナトリウム

が抜き取りが出来ないなど、実際にそれが出来るのかどうか難題が山積みとなっていることが明らかになりました。

さらに、1月に、もんじゅで、放射性物質を含む一次系ナトリウムの漏えい検出器が約3時間停止するトラブルが起きました。原因は運転員が操作を誤り、別の検出器を停止させたというミスだったとのこと。

神ではない人間にはミスがつきものです。ミスを絶対に許さない原発は人間が扱うべきではないのです。

- (4) 2月、廃炉作業中の新型転換炉ふげんについて、日本原子力研究開発機構は、これまで搬出先としていた機構の東海再処理施設（茨城県東海村）の廃止が決まり新たな搬出先が決まっていないため、2017年度末を期限としていた使用済み燃料の搬出完了時期を26年度に、9年延期すると二度目の表明しました。このように、全く先が見えないのが原発という機械なのです。

## 8 行政・原発事業者の原発推進のための露骨かつ、手段を選ばないやり方

- (1) 11月、経済産業省と原子力発電環境整備機構（NUMO）の核のごみ説明会で、委託を受けた会社が学生に謝礼や日当を持ちかけて学生に参加させていたことがわかりました。さらに12月には、NUMOの職員が東電社員にも参加を呼びかけていたこともわかりました。
- (2) また、同月、北海道電力泊原発1～3号機の再稼働に向けた審査が振り出しに戻ったことが報道されました。それは、北電が敷地内に活断層がない証拠としてきた火山灰の層が、再調査で確認できなかったことによるものでした。規制委の更田委員長は「出るはずのものが出ず、大変驚いた。審査に大きく影響することは間違いない」と語りましたが、電力会社は十分な根拠がなく主張していることが明らかになりました。
- (3) 同月、新潟県と東電の合同検証委員会は、「炉心溶融という言葉の使用について官邸からの指示はなく、使わないよう社内に指示したのは清水正孝社長（当時）の判断だった」とする調査結果を公表しました。

この調査により、炉心溶融の言葉を使うなど言ったのは、官邸でなく東電の当時の社長であったこと、電力会社は、事実を曲げてでも自己に不利益なことを言わず、発覚した後はその責任を長く官邸のせいにしていたことが明らかになりました。

- (4) 1月、再生エネルギーの導入に送電網の大きな壁があることがわかりました。すなわち、大手電力の送電網に空き容量がないとの理由で、新規参

入の発電事業者が送電線への接続を阻まれ、50億円超もの負担を求められたケースがあることがわかったのです。

また、2月には、空きがないとされていた送電線の容量が、空きがあるのに独特の計算法で「空きゼロ＝満杯」とされ、実は大きな空きがあったことがわかったのです。

このようなことがなされなければ、我が国の再生可能エネルギーはもっと普及しており、原発の稼働もさらに必要なくなっていたことは明らかです。

- (5) 2月、規制委は、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分に向けた基礎試験のデータを、試験を請け負った神戸製鋼所の子会社が改ざんしていた可能性があるとの報告を受けたと発表しました。

原発施設の安全性に関わる分野でデータの改ざん、ねつ造までも行われていたこと。これでは原発の審査が厳格に行われていても、全く信用できない、審査以前の問題が起きているということがわかります。

- 9 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

- (1) 11月、ドイツのシュタットベルケでは、自然エネルギー事業を立ち上げ、収益で公共事業の赤字補っているという、ふるさとに働き口やお金を生みながら、地球温暖化対策や暮らしやすい地域づくりにつなげる夢のような話が実例として報道されました。日本の自治体も注目しているとのことです。

- (2) 2月、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）が、再生可能エネルギーの発電コストが、2010年からの7年間で大幅に下がり、世界平均で太陽光は73%下落するなど、世界的に大幅に下がってきたとの報告書をまとめました。20年までに太陽光のコストはさらに半減する可能性があり、アドナン・アミン事務局長は「再生エネへの転換は、環境への配慮というだけでなく、今や経済的な選択だ」と指摘しています。今や、経済的観点からも再生可能エネルギーが原発に取って代わる時代となっているのです。

- (3) 1月、豊田通商は、EVに蓄電池の役割を担わせる新技術が開発できたことを発表しました。これにより、蓄電が可能になり、再生可能エネルギーによる発電が少ない時間帯に電気を供給できるようになり、ますます再

再生可能エネルギーの普及のスピードが速まり、原発の需要はなくなっていくことが予想されます。

- (4) 2月、外務省の有識者会合が、地球温暖化対策で再生可能エネルギー外交を推進し、世界をリードするとした提言を、河野太郎外相に渡したことが報道されました。再生可能エネルギーの後進国である我が国においても、将来同エネルギーが最も安価な電源として加速度的に普及すると外務省も考えていることがわかります。
- (5) 同月、中部電力は、三重県尾鷲市の尾鷲三田火力発電所（石油燃焼）を2018年度で廃止すると正式発表しました。これは、電力需要の低迷と再生可能エネルギーの導入拡大を受けたもので、東日本大震災後のエネルギー大手の規模縮小を象徴する出来事となると報道されています。
- (6) 12月、外務省が公開した外交文書で、原発事故を経験したソ連のシェワルナゼ外相が、「平和な状況の下においても、核エネルギーは制御し得なくなった」と発言していたこと、その事実を日本政府が原発を推進するためにひた隠しにしていたことが明らかになりました。
- (7) 1月には、電力8社が、原発の使用済み核燃料を再利用する「核燃料サイクル事業」を担う日本原燃（青森県）に対し、それまで免除していた債務保証に対し保証料をとることにして、支援を縮小したことが報道されました。この動きが加速すれば、核燃料サイクルの土台は大きく揺らぐことになります。
- (8) 同月、立憲民主党・小泉純一郎元総理などが、国内すべての原発を直ちに停止する「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」を発表しました。実際に、3月9日に国会に提出され、脱原発の世論を政治に反映する足がかりとなることが期待されています。

## 10 他の原発関連訴訟の裁判所の判断について

12月、広島高裁（野々上友之裁判長）の、伊方原発3号機の運転差し止め仮処分の抗告審で、火山影響評価ガイドに忠実に判断をし、広島地裁の決定を覆して運転を禁じる決定が出されました。

原発の運転を差し止めた司法判断は高裁で初めてで、火山のリスクが一部正当に認定されたことは評価されるべきですが、あらためて、火山国の我が国では原発は作られるべきでないことが、この決定により明らかになりました。

## 11 裁判所への期待

- (1) 10月、衆議院選挙が行われましたが、原発の再稼働について、安倍首相は選挙では一切語りませんでした。6割近い国民が再稼働に反対するため、再稼働の必要性を訴えても有権者にそっぽを向けられるとの計算が働いている、との指摘がなされています。我が国において、国民の意思が政治に反映されないこのような状況だからこそ、いまこそ裁判所が期待されているのです。
- (2) 11月、福島原発事故から6年半、避難者は依然5万人を超え、廃炉時期も見通せない一方、東電の柏崎刈羽原発の再稼働を認める手続きが進んでいる状況で、原発事故が起きても行政の変化があまりないこと、また規制委員会も専門領域が狭く、原発事故の再び起こらせないためには、行政に任せるには不十分であるとの報道がなされています。国民一人ひとりが自分の問題として考えるべき問題ではありますが、二度とあのような悲惨な事故を起こさないためには、三権の中で、司法の役割が一番重要となっています。
- (3) 12月、哲学者の内山節氏が、原発に賛成できない理由として、「原発には人間が制御できないものが含まれている。そして、事故が起きれば制御できない事態が発生することを福島原発事故は明らかにした。事故が起きなかったとしても、使用済み核燃料は長期にわたって危険物質でありつづける」と述べていますが、まさに国民の大多数の気持ちを表しているものと思います。

### 第3 まとめ

- 1 以上の、今回の新聞記事からわかることは、前回の弁論でもお伝えしましたが、世論調査においても、今後の原発の在り方については、「段階的に減らして将来的にゼロ」（64%）、「いますぐゼロ」（11%）とゼロにすべきと考えている人が75%と4分の3を占めています。事故時の避難計画についてもと答えています。65%の人が計画通りに避難できないと不安を抱いていることが明らかになっています。

また、大飯原発1，2号機の廃炉が決定されましたが、そこでは老朽原発には、構造上安全面の課題を多くあること、また、電力会社は採算性を重視していることが、はっきりしました。

さらに、福島原発事故から7年経ちましたが、未だ5万人以上の避難者があり、建屋内の状況等、事故の状況・対策等がまともに進んでいません。放



放射性廃棄物に関しては、全く進んでいないと言ってよい状況です。

一方、行政・原発事業者の原発推進のための露骨かつ、手段を選ばないやり方で、あからさまな情報操作や再生可能エネルギーの促進の邪魔がなされています。

しかし、再生可能エネルギーの価格が大幅に下がるなど、我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、そして原発に将来性がないことが明らかとなっています。世界の趨勢はもう決まっているのです。

2 しかし、残念ながら、行政は、電力は十分足りているのに原発を止めようとはせず、逆に再稼働に邁進をしています。何故なのでしょう。私たちに、納得できる答えが見つかりません。裁判官のみなさんも考えてみて下さい。

最後に、今回提出した書証の最後の新聞記事（甲G269）を紹介して、まとめとしたいと思います。

「原発だけは、飛行機や電車の事故のようにはゆかない…何かことが起きれば、母さんの故郷は死ぬんだ」。

これは、福島原発事故直後の発言ではありません。昭和の終わり、作家の水上勉氏が、日本の経済成長を支えた原発の危うさと、田舎に集中するいびつさへの違和感を随所につづった、地元の福井県若狭地方を舞台にした小説『故郷』の一節です。

それが現実となったあの日から7年になります。

このような大惨事・大被害を被れば、絶対に二度とあのようなことを起こさないように全力を傾け、子々孫々に伝えていくのが当然のことでしょう。東北では昔から「津波てんでんこ」と、7、80年ごとに襲う津波から命を守ろうとの意識が今でも語り継がれて、今回の災難をのがれることが出来ました。

しかし、現在の我が国では、わずか7年前のことがなかったかのように、全く逆の動きがなされています。

関電は今年「ご理解活動」としてテレビCMや食事付きの格安原発ツアーを倍増させています。今後のエネルギー政策の方向性を決めるための有識者会議で、経産省幹部は「原子力に対する社会的信頼をいかに回復、獲得していけるかというのが、今後の検討の軸になる」と議論を”再稼働ありき”で進めています。地元からは「原発の新增設こそ最大の地域復興」という声すら上がり始めました。

しかし、国民の大多数は、原発を0にして欲しいと願い、自然エネルギーが経済的にも原発に取って代わる時代はすぐそこに来ています。国民の思いも、世界のエネルギーの趨勢も後押しをしているのです。

原発事故は、いつ起きるとも分かりません。稼働して1年後、いやすぐにも起きるかも知れないのです。特に老朽原発はその危険が高いものです。今止めないと、次は日本が壊滅することになります。裁判官にはそれを未然に防ぐ力があります。

裁判所には、この時代の流れと事実と福島原発事故の被害を直視し、人権の最後の砦であるとの裁判所本来の役割を果たして頂くよう、強く求めるものであります。

以

上